第２部　基本計画

第３章 人がいきいき住まいる

第１節　安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
第２節　明るい長寿社会の実現
第３節　障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
第４節　地域における福祉活動の推進
第５節　持続可能な社会保障制度の確立
第６節　町民一人ひとりの健康づくり
第７節　迅速かつ的確な消防・救急体制の確立
第８節　町民の安全・安心を守る災害対応の充実
第９節　交通安全と防犯体制の充実
第10節　消費者の権利尊重と自立支援
第11節　墓地環境と火葬場の整備

第１節　安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

現状と課題

- 出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、依然として厳しい出産前後の女性の就業継続や子育て世代の男性の長時間労働などにより、今後も少子化が一層進行する見通しが示されています。
- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。
- このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらも子育てできる環境の整備を行い、子どもの権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- 本町では、平成 29 年度から妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応したワンストップ窓口として「幕別町子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 認可保育所が５か所、へき地保育所が６か所、学童保育所が５か所ありますが、町内の年少人口は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズの多様化や保育需要が増加している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

後期見直し

- 出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、依然として厳しい出産前後の女性の就業継続や子育て世代の男性の長時間労働などにより、今後も少子化が一層進行する見通しが示されています。
- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進む中、家事や子育てに対する不安を抱えている家庭が増えており、児童虐待やヤングケアラーなど子どもへの影響が懸念されています。
- このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらも子育てできる環境の整備を行い、子どもの権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく必要があります。
- 本町では、平成 29 年度から妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応したワンストップ窓口として「幕別町子育て世代包括支援センター」を設置しました。
- 認可保育所が５か所、へき地保育所が６か所、事業所内保育所が１か所、家庭的保育事業所が１か所、学童保育所が５か所ありますが、町内の年少人口は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズの多様化や保育需要が増加している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

基本方針

◆　子育て支援のための総合計画である「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策を推進します。

◆「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりのため、子どもの支援に加え、子どもの育ちや学びを取り巻く全ての人及び団体に対する支援に努めます。

◆　育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。

◆　地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み･育てることができる環境づくりを進めます。

後期見直し

◆　子育て支援のための総合計画である「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策を推進します。

◆「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもが安心して過ごせる環境づくりや心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりのため、子どもの支援に加え、子どもの育ちや学びを取り巻く全ての人及び団体に対する支援に努めます。

◆　育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。

◆　地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主要施策

◆　家庭・職場における子育てへの支援
◆　保育施設・環境の整備
◆　児童養護の充実
◆　地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

施策の方向性

1 家庭・職場における子育てへの支援

⑴　妊娠、出産、子育て期に係る相談、支援の強化を図るため、妊産婦訪問、検診などの母子保健事業、さらには子育て世代包括支援センターにおける相談体制を充実するとともに、出産、育児に関する知識・情報を提供することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

⑵　全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、多子世帯や低所得者世帯の保育料の軽減等により、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。

⑶　仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児・介護休業制度などの普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい環境づくりを推進します。

2 保育施設・環境の整備

⑴　保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園※58をはじめ、小規模保育※59、企業主導型保育事業※60の活用などによる受け皿の整備を進めます。

⑵　学童保育の指導員の確保を図るとともに、保育児童数の適正定員に基づく施設の整備を進め、学童保育のサービス維持に努めます。

⑶　保育ニーズの多様化に対応し、休日保育や病児保育※61などの新たな保育事業の拡充に努めます。

後期見直し

⑴　保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の待機児童及び超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園※58をはじめ、小規模保育※59、企業主導型保育事業※60の活用などによる受け皿の整備を進めます。

⑵　学童保育の指導員の確保を図るとともに、保育児童数の適正定員に基づく施設の整備を進め、学童保育のサービス維持に努めます。

⑶　保育ニーズの多様化に対応し、休日保育や病児保育※61などの新たな保育事業の拡充に努めます。

※ 58　幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設
※ 59　定員が６人から 19 人の少人数で行う保育
※ 60　認可外保育所で、企業のニーズに応じて、企業が設置・運営する保育所
※ 61　児童が病気の回復期に至っていない場合などにおいて、保育所等の専用スペースまたは専用施設で一時的に保育すること

3 児童養護の充実

⑴　子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。

⑵　保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、町民一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を図ります。

⑶　貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。

後期見直し

⑴　子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。

⑵　保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるほか、ヤングケアラーの実態把握に努め、必要な施策についての検討を行うとともに、町民一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を図ります。

⑶　貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方など、関係性の把握に努めます。

4 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

⑴　子育て支援センターを中核施設として、子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報を提供するとともに、相談などの充実に努めます。

⑵　ファミリー・サポート・センター事業※62 の制度普及を図るとともに、会員数を増やし、安定的、継続的な援助活動を行うことができる体制を整えます。

⑶　地域住民が子育て（特に未就学児童）に関わり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。

⑷　子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

※62　同じ地域の町民同士が子育てを有償で援助する事業

第２節　明るい長寿社会の実現

現状と課題

- 本町の 65 歳以上の老年人口は、平成 17 年国勢調査で 6,069 人、平成 22 年が 6,867 人、平成 27 年が 8,025 人となっており、10 年間で 32.2%の高い伸びとなっています。
- 老年人口比率では、平成 17 年国勢調査時点で 22.6% であったものが、平成 22 年には 25.9%、平成 27 年には 30.0%となり、高齢化が急速に進んでいます。
- 団塊の世代※63 が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年に向けて、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、今後、医療や介護の需要が大幅に増加する中で、様々な課題に対応する必要があります。
- 本町では、平成 27 年３月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2015」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化する各種需要に対応できるよう地域包括支援センター機能の更なる充実が必要となっています。
- こうした中、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防の充実に努めています。
- 健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備が求められています。

後期見直し

- 本町の 65 歳以上の老年人口は、平成 22 年国勢調査で 6,867 人、平成 27 年が 8,025 人、令和２年が 8,658 人となっており、10 年間で 26.1%の高い伸びとなっています。
- 老年人口比率では、平成 22 年国勢調査時点で 25.9% であったものが、平成 27 年には 30.0%、令和２年には 33.6%となり、高齢化が急速に進んでいます。
- 団塊の世代※63 が 75 歳以上となる 2025（令和７）年に向けて、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、今後、医療や介護の需要が大幅に増加する中で、様々な課題に対応する必要があります。
- 本町では、令和３年３月に「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様化する各種需要に対応できるよう地域包括支援センター機能の更なる充実が必要となっています。
- こうした中、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防の充実に努めています。
- 健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備が求められています。

※ 63　第２次世界大戦後数年間のベビーブームに生まれた世代

基本方針

◆ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステム[※64]の構築を進めます。

◆ 社会福祉協議会、医療・福祉法人、ＮＰＯ法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービスが利用者に受けられやすい体制づくりを図ります。

主要施策

◆ 適切な介護サービスの提供
◆ 介護予防の充実
◆ 社会参加と生きがいづくりの推進

施策の方向性

1 適切な介護サービスの提供

⑴ 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに、必要な介護サービス基盤の整備を促進します。

⑵ 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターの機能の充実を進めます。

2 介護予防の充実

⑴ 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止に向けた取組を身近なところで行えるよう、地域特性、ニーズに応じた介護予防を推進します。

⑵ 高齢者のスポーツ活動や運動教室を通じて健康を維持し、介護予防につなげます。

⑶ 高齢者の社会参加活動やボランティア活動を通じて、介護予防を推進します。

3 社会参加と生きがいづくりの推進

⑴ 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に参加できる「場」を提供するとともに、就労機会の提供や多様な交流機会の創出を支援することにより、地域貢献による充実感の醸成及び社会の構成員として自覚ができる機会の確保など、生きがいづくりを進めます。

※64 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会システム

第３節　障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

現状と課題

- 本町の障害者手帳保持者数は年々増加し、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい※65、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでいる現状にあり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制の整備が課題となっています。
- 障がいのある人を理解し、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合う地域共生社会の推進が必要であります。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進する必要があります。
- また、国においては、「障がい児福祉計画」の策定を市町村の義務とし、障がい児への支援体制を計画的に構築することを求めています。
- 今後は、関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援に加え、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

後期見直し

- 本町の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい※65、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでいる現状にあり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制の整備が課題となっています。
- 障がいのある人を理解し、障がいの有無にかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合う地域共生社会の推進が必要であります。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進する必要があります。
- 障がい児の健やかな育成には、関係機関が連携した、乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援が肝要であり、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

基本方針

◆ 「幕別町障がい者福祉計画･障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人が自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活を送り、地域の一員として社会参加できる共生社会の構築を図るとともに、ライフステージ※66 ごとの適切な引継ぎと継続した支援の体制強化を図ります。

※ 65　病気や事故などが原因で脳が損傷され、思考・記憶・行為・言語などに障がいが現れた状態
※ 66　人が生まれてから死に至るまでの乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などそれぞれの段階

主要施策

- ◆ 安心した生活を送るためのサービスの充実
- ◆ 障がいのある人の自立した地域生活の支援
- ◆ 障がい者理解の推進

施策の方向性

1 安心した生活を送るためのサービスの充実

(1) 障がいのある人が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、心身の状況に応じた各種福祉サービスの充実を図ります。

(2) 障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2 障がいのある人の自立した地域生活の支援

(1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりや社会適応訓練などを充実させ、社会参加を促進するとともに、住み慣れた地域で元気に暮らすことができるユニバーサルデザイン[※67]の視点に立った環境を整備します。

(2) 障がいのある人が就労を経験する機会を増やし、雇用する側の障がいに対する理解や体制づくりを支援するとともに、個々の能力に応じて働けるよう関係機関と連携し、雇用を促進します。

(3) 特別支援学校[※68]と連携し、職場体験の企業開拓と生徒の就労体験の場を提供し、就職へつなげるための支援を図ります。

(4) 発達支援システムに基づき、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見・早期療養体制の充実を図り、「気づきの段階」から切れ目のない一貫した支援を推進し、自立した生活ができるための支援体制の確立に努めます。

3 障がい者理解の推進

(1) ノーマライゼーション[※69]の理念の下、障がいに対する正しい知識と理解を進め、障がい者差別の解消や虐待防止の啓発を図るとともに、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流及び啓発活動を推進します。

※67 障がいの有無、年齢、性別、国籍にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインした製品・情報・環境。また、その考え方

※68 障がいのある人が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校

※69 障がいのある人や高齢者などを特別に区別するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ当たり前であるという考え方

第４節　地域における福祉活動の推進

現状と課題

- 住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助の機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。
- 家庭、地域コミュニティ、民間の各種事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。
- ひとり親家庭は、離婚や死別などにより経済的、社会的、精神的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。
- ひとり親家庭が安心した生活ができるよう現状の把握をし、貧困の連鎖に陥らないよう自立促進に向け、相談機能の充実や各種制度の情報提供が必要であります。
- アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的地位の向上による生活の安定と福祉の向上が図られるよう、相談体制や生活環境の改善を推進する必要があります。

後期見直し

- 住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助の機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。
- 家庭、地域コミュニティ、民間の各種事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。
- ひとり親家庭は、離婚や死別などにより経済的、社会的、精神的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。
- ひとり親家庭が安心した生活ができるよう現状の把握をし、貧困の連鎖に陥らないよう自立促進に向け、相談機能の充実や各種制度の情報提供が必要であります。
- ひきこもりを始めとした社会的孤立、介護と子育てのダブルケアなど「困りごと」の事情が複雑化・複合化しており、世代や分野にかかわらず、生活に困難を抱えた方からの相談を包括的に受け止める体制の構築が重要となっています。
- アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的地位の向上による生活の安定と福祉の向上が図られるよう、相談体制や生活環境の改善を推進する必要があります。

基本方針

◆　町民の福祉に対する意識を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う社会福祉の形成を図ります。

◆　生活困窮に陥りがちなひとり親家庭や低所得者世帯に対し、自立に向けた支援に努めます。

後期見直し

◆　町民の福祉に対する意識を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う社会福祉の形成を図ります。

◆　生活に困難を抱えた方に対し、自立に向けた支援に努めます。

主要施策

◆　町民の福祉意識の高揚

◆　地域で支え合う福祉の推進

◆　ひとり親家庭の福祉の推進

◆　低所得者福祉の推進

◆　アイヌの人たちへの福祉の推進

後期見直し

◆　町民の福祉意識の高揚

◆　地域で支え合う福祉の推進

◆　ひとり親家庭の福祉の推進

◆　生活に困難を抱えた方の福祉の推進

◆　アイヌの人たちへの福祉の推進

施策の方向性

1 町民の福祉意識の高揚

⑴　町民一人ひとりがともに支え合い、安心して生活することができる福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携し、情報の提供など幅広い取組を展開します。

⑵　町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉に関する教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、確保を図ります。

2 地域で支え合う福祉の推進

⑴　身近な地域における福祉活動を円滑に取り組むことができるよう、社会福祉協議会などと連携を図りながら地域福祉のネットワークづくりを進め、家庭、地域、地域サロン※70、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。

⑵　民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を推進します。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

⑴　ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や総合的支援の取組を進め、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言などの充実に努めます。

⑵　国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、情報提供に努めます。

※70　地域の人同士のつながりを深める自主活動の場

4 低所得者福祉の推進

(1) 自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を推進します。

後期見直し

4 生活に困難を抱えた方の福祉の推進

(1) 生活に困難を抱えた方の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関と連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を推進します。
(2) ひきこもり当事者の居場所づくりや社会参加の機会を提供するなど、社会復帰に向けた支援に努めます。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

(1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
(2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実に努めます。
(3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

第５節　持続可能な社会保障制度の確立

現状と課題

- 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準も高い一方で、低所得者が多いことから財政運営が不安定になるといった構造的な課題の解決に向け、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに共同保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として安定的な運営を目指すこととなります。平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度においては、今後、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴って、さらに医療費の増加が見込まれるところです。いずれの制度も持続可能な医療保険制度として、安定的かつ持続的に運営できるよう関係機関と連携した取組を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るためには、高齢者の自立支援や要介護状態等になることの予防が重要です。
- 社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。
- 高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

後期見直し

- 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準も高い一方で、低所得者が多いことから財政運営が不安定になるといった構造的な課題の解決に向け、平成 30 年度から北海道が市町村とともに共同保険者となり、北海道が財政運営の責任主体として安定的な運営を行っております。平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度においては、今後、団塊世代の加入による被保険者数の増加に伴って、さらに医療費の増加が見込まれるところです。いずれの制度も持続可能な医療保険制度として、安定的かつ持続的に運営できるよう関係機関と連携した取組を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るためには、高齢者の自立支援や要介護状態等になることの予防が重要です。
- 社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望まれます。
- 高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

基本方針

◆　全ての町民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに、安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

主要施策

◆　国民健康保険事業等の健全な運営
◆　介護保険事業の健全な運営
◆　国民年金制度の普及・啓発

施策の方向性

1　国民健康保険事業等の健全な運営

⑴　保険税収納率の向上やレセプト※71点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
⑵　特定健診※72・特定保健指導※73など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
⑶　北海道及び北海道後期高齢者医療広域連合との連携により、制度の周知と適切な運用に努めます。

2　介護保険事業の健全な運営

⑴　保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
⑵　各種団体との連携を深め、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ります。
⑶　介護保険制度の一層の周知に努めます。

3　国民年金制度の普及・啓発

⑴　町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、日本年金機構と協力・連携し、正確な国民年金制度の普及・啓発を図ります。

※71　医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書
※72　生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までを対象にメタボリックシンドロームに着目した健診
※73　特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果多く期待できる方に対し、保健師や栄養士等がサポートすること

第６節　町民一人ひとりの健康づくり

現状と課題

- 急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、医師不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスクが増大するとともに、地域社会においては人間関係の希薄化よる疎外感や孤立感の高まりなど、精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、メンタルヘルス[※74]不調を起こしやすい状況です。
- 高齢化の進展に伴って、循環器疾患や認知機能低下等で日常生活に介護の必要な高齢者の増加も課題となっています。
- 検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の２次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する１次予防を進めていく必要があります。
- 各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、町民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。
- こうしたことから、医療、保健及び教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに、初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する保健医療体制の充実が必要となっています。

基本方針

◆「まくべつ健康 21」に基づき、健診体制の充実と健康づくりの取組により、疾病の早期発見・治療に努め、健康寿命の延伸を図るとともに、町民一人ひとりが自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と意識の向上を図ります。

主要施策

◆ 保健予防活動の充実
◆ 地域保健医療体制の充実
◆ 健康づくりと疾病予防

※ 74　心の健康

施策の方向性

1 保健予防活動の充実

⑴　生活習慣病予防のため健診機会の提供や受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導や相談を充実し、町民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、ライフステージに対応した保健予防活動を推進します。

⑵　がんなどの疾病の早期発見・早期治療のため検診体制を整備し、各種検診の受診率向上を図るとともに、疾病予防と検診受診の重要性の普及・啓発を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

⑴　町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携をしながら、地域の救急・医療体制の確保と環境の整備充実を図ります。

3 健康づくりと疾病予防

⑴　町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、身体や心の健康に関する相談事業をはじめ、食生活の改善、運動習慣の定着などの知識普及・啓発を図ります。

⑵　健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

第７節　迅速かつ的確な消防・救急体制の確立

現状と課題

- 近年の災害は、複雑多様化及び大規模化する傾向を示しているとともに、高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 町民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに、災害から身を守るため、一人ひとりの防災意識を高めることが求められています。
- 地域の安心安全を守るためには、消防団員は欠かせない存在であり、魅力ある消防団となるよう、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。
- 救急業務については、救急救命士の薬剤投与、気管挿管・処置拡大など、高度救命活動に対応した研修の計画的な実施とともに、救急隊員の資質の向上を図っていくことが必要です。
- 消防力強化と住民サービスの維持・向上を図るため、とかち広域消防事務組合による効果的な消防体制と効率的な組織運営が求められています。
- 老朽化した消防施設や消防水利[※75]は、それぞれの更新基準に基づき、計画的に整備を推進することが必要となっています。

基本方針

◆　町民の生命身体及び財産を守る責務を十分に果たすため、迅速かつ効率的・効果的な消防体制の充実を図り、十勝圏における消防行政の円滑な運営を確保します。

◆　とかち広域消防局による「消防施設等整備計画」に基づき、消防力の充実強化を図るとともに、指揮体制・安全管理体制の確立、教育訓練の充実による職員の資質の向上など、町民の安心安全な暮らしを支えます。

主要施策

◆　消防体制の充実強化

◆　救急体制の充実

※75　火災などが起きた際に、消防用水として消火活動に使用する消火栓や防火水槽等の設備

施策の方向性

1 消防体制の充実強化

⑴ 消防広域化による組織力を最大限生かし、災害地点への直近の消防署からの出動など、市町村区域を越えた消防活動を通じ、救命率の向上等住民サービスの更なる向上を図ります。

⑵ とかち広域消防局が保有する消防力・人員で、大規模災害・活動時間の長期化などへの災害対応力の強化を図ります。

⑶ 特殊な災害に対応する車両や資機材については、重複投資を避け、とかち広域消防局で計画的かつ効率的な整備をします。

⑷ 防火・防災意識を啓発し、高齢者や障がい者等の災害弱者に対する防火対策や、町内会や自主防災組織、事業所が行う消防訓練の支援を行いながら、地域の防災力の充実を図ります。

⑸ 地域消防力の中核を担う消防団員の確保に向け、訓練・演習などの消防団活動に対する理解と普及を促進するとともに、消防団員の装備の充実を図り、安全で円滑な災害活動に努めます。

⑹ 消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進め、消防水利の保全に努めます。

「公区」を「町内会」に変更

2 救急体制の充実

⑴ 医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士の養成など救急救命体制の充実を図ります。

⑵ 学校や事業所のほか、広く町民を対象にした応急手当講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）※76 の使用方法などの救急処置の普及を推進します。

※ 76 Automated External Defibrillator の略。けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動、心室頻拍等）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器

第８節　町民の安全・安心を守る災害対応の充実

現状と課題

- ●　本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、「幕別町地域防災計画」により、広域的な防災体制を確立しています。
- ●　万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、国や北海道、関係機関と連携し、「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うための即応体制を構築する必要があります。
- ●　大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、日ごろから町民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要であります。
- ●　このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

基本方針

◆　地域住民や国、道、警察、企業など様々な関係機関との連携を図り、防災体制を整備するとともに、地域における自主防災組織づくりを進めます。

主要施策

◆　災害に強いまちづくり
◆　防災体制の充実
◆　業務継続計画（ＢＣＰ）の<u>策定</u>
◆　自主防災組織の育成

後期見直し

◆　災害に強いまちづくり
◆　防災体制の充実
◆　業務継続計画（ＢＣＰ）の<u>継続的な改善</u>
◆　自主防災組織の育成

施策の方向性

１　災害に強いまちづくり

⑴　長期的視点に立った公共施設やインフラ施設※77の適正な維持管理・更新を進めます。
⑵　水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保と必要に応じた整備を進めます。
⑶　ＩＣＴの発展による新たな情報伝達手段の導入など、多様な情報伝達手段の確保により、効果的かつ確実な情報伝達システムの構築を図ります。

※ 77　国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設
※ 78　自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関連施設の位置等を表示した地図
※ 79　高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災対策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で避難等に特に支援を要する方
※ 80　Business Continuity Plan の略。事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や復旧時間と対応策等を定めた包括的な行動計画

2 防災体制の充実

⑴ 「幕別町地域防災計画」や「ハザードマップ※78」は、必要に応じて随時見直しを行います。
⑵ 町民自らが災害情報を収集し、災害から身を守るために迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図ります。
⑶ 避難場所・避難所の周知を図り、自主防災組織などと連携した避難誘導体制の充実に努めるとともに、民生委員、地域住民、福祉施設の管理者などと連携し、避難行動要支援者※79への対応を図ります。
⑷ 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の計画的な確保を推進し、町民に迅速に提供できる体制を強化するとともに、各家庭において、食料や飲料水などの備蓄を促進していく家庭内備蓄の必要性について啓発を図ります。
⑸ 災害時における救助及び医療など、総合的な応急対策を強化し、不足物資の調達体制を確保するため、行政機関や公的機関、各種民間団体等との災害時応援協定の締結を推進します。
⑹ 地域における防災訓練の実施により、町民の災害への備えを促進します。
⑺ 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」及び「幕別町国民保護計画」に基づき、町民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、町民の安全を図るとともに、国及び北海道と連携して、国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等について啓発します。

3 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

⑴ 災害時において、災害応急対策業務や必要な通常業務、復旧・復興業務を円滑に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定します。

後期見直し

3 業務継続計画（ＢＣＰ）※80の継続的な改善

⑴ 業務継続計画の適切な運用等を図るため、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題の解消に向け、必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指します。

4 自主防災組織の育成

⑴ 災害時の被害を最小限に抑えるために地域住民による組織的な協力、防災行動が極めて重要な役割を果たすことから、町内会単位など、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。
⑵ 平常時の防災活動の実施、災害時の町民把握あるいは避難行動を考慮し、町が指定する避難所の町内会相互の連携のため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」の設置を図ります。

「公区」を「町内会」に変更

第９節　交通安全と防犯体制の充実

現状と課題

- 飲酒運転や高齢ドライバーの運転操作ミスなどによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。
- 今後も、高齢ドライバーがさらに増加することが予想され、交通事故の増加も懸念されます。
- 交通事故から町民を守るため、子どもから高齢者まで幅広く交通安全教育を実施するとともに、警察・行政・各種団体が相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- 最近の犯罪は、巧妙な特殊詐欺やサイバー犯罪[※81]など、子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。
- 防犯体制については、幕別町生活安全推進協議会が中心となり、地域や警察、関係機関、団体との連携を強化し、誰もが犯罪を起こさない、犯罪に巻き込まれないような活動を進めていく必要があります。

基本方針

- ◆　交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察、行政、団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組みます。
- ◆　犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策

- ◆　交通安全思想の普及
- ◆　交通安全施設の整備
- ◆　防犯体制の充実
- ◆　自主防犯活動の促進
- ◆　街路灯の整備

※81　インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象にした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

施策の方向性

1 交通安全思想の普及

⑴ 街頭啓発や交通安全教室などの開催により、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
⑵ 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、町民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に展開します。
⑶ 高齢ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知するとともに、積極的に交通安全教室を開催します。

後期見直し

⑴ 街頭啓発や交通安全教室などの開催により、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
⑵ 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、町民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に展開します。
⑶ 高齢ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知するとともに、積極的に交通安全教室を開催するほか、運転免許証の自主返納を推進します。

2 交通安全施設の整備

⑴ 交通事故に関する調査分析を行うとともに、交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置、信号機の設置要望など関係機関と協力し、子どもたちや高齢者などが安全に通行できる交通安全施設の整備を図ります。

3 防犯体制の充実

⑴ 幕別町生活安全推進協議会や地域、警察などの関係機関・団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
⑵ 青少年の非行防止と有害環境の浄化活動や、長寿社会に対応した高齢者の犯罪被害防止活動の推進を図ります。

4 自主防犯活動の促進

⑴ 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。

後期見直し

⑴ 防犯メールを活用するほか、各種会議、広報紙、ＳＮＳ、学校などにおいて犯罪情報の提供を行います。

5 街路灯の整備

⑴ 夜間における住民生活の安全を確保するため、町内会と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。

「公区」を「町内会」に変更

第 10 節　消費者の権利尊重と自立支援

現状と課題

- 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的とした振り込め詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。
- インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。
- 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者市民社会※82 の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

後期見直し

- 訪問販売や通信販売、インターネットを利用した悪質商法などによる従来からの被害・トラブルに加え、主に高齢者を標的としたオレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺は、手口が巧妙化し、依然として収まる傾向になく、大きな社会問題となっています。
- インターネットをはじめとした高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、契約トラブルをはじめ消費者問題は複雑化、多様化しており、年齢にかかわらず誰もが被害者になる可能性があります。
- 民法の改正により、令和４年４月１日から成年年齢が 18 歳に引き下げられましたが、これによって、契約の知識や社会経験の少ない若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。
- 消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者市民社会※82 の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

基本方針

◆ 町民が消費生活にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活センターの活用を促進し、消費者の意識向上と消費生活の安定を図ります。

主要施策

◆ 消費者の保護
◆ 消費者の自立支援

※ 82　消費者一人ひとりが、自分だけでなく、周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会

施策の方向性

1 消費者の保護

⑴　消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。

後期見直し

⑴　消費者被害の防止及び適切な救済のため、消費生活センターの周知と充実を図るとともに、消費者被害防止ネットワークにより関係機関との連携、情報交換に取り組みます。
⑵　<u>若年者における消費者トラブルを未然に防ぐため、学校を通じた消費者啓発パンフレットの配布や消費生活センターによる学校訪問講座等の実施により、若年者への消費者教育の推進に取り組みます。</u>

2 消費者の自立支援

⑴　消費者が正しい知識や考え方を身に付けることができるよう、意識啓発を行うとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。
⑵　悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

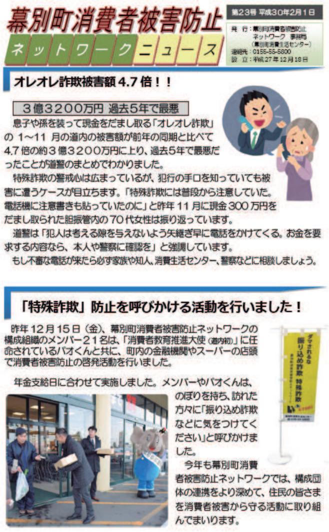

幕別町消費者被害防止
ネットワークニュース

第23号 平成30年2月1日
発　行：幕別町消費者被害防止ネットワーク　事務局（幕別町消費生活センター）
連絡先：0155-55-5800
設　立：平成27年12月18日

オレオレ詐欺被害額 4.7 倍！！

３億3200万円 過去5年で最悪

息子や孫を装って現金をだまし取る「オレオレ詐欺」の 1～11 月の道内の被害額が前年の同期と比べて 4.7 倍の約３億3200万円に上り、過去5年で最悪だったことが道警のまとめでわかりました。

特殊詐欺の警戒心は広まっているが、犯行の手口を知っていても被害に遭うケースが目立ちます。「特殊詐欺には普段から注意していた。電話機に注意書きも貼っていたのに」と昨年 11 月に現金 300 万円をだまし取られた胆振管内の 70 代女性は振り返っています。

道警は「犯人は考える隙を与えないよう矢継ぎ早に電話をかけてくる。お金を要求する内容なら、本人や警察に確認を」と強調しています。

もし不審な電話が来たら必ず家族や知人、消費生活センター、警察などに相談しましょう。

「特殊詐欺」防止を呼びかける活動を行いました！

昨年 12 月 15 日（金）、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー２１名は、「消費者教育推進大使（道内初）」に任命されているパオくんと共に、町内の金融機関やスーパーの店頭で消費者被害防止の啓発活動を行いました。

年金支給日に合わせて実施しました。メンバーやパオくんは、のぼりを持ち、訪れた方々に「振り込め詐欺などに気をつけてください」と呼びかけました。

今年も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより深めて、住民の皆さまを消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。

第 11 節　墓地環境と火葬場の整備

現状と課題

- 本町では、11 か所の墓地の貸付けを行っており、墓地区画の使用者の高齢化が進んでいることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに、時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。
- 火葬場は幕別町のほかに大樹町と共同で大樹町内に設置している火葬場があり、これらの施設はいずれも老朽化が進んでいます。

基本方針

◆　既存墓地の整備を進めるとともに、時代に対応した墓地の在り方や老朽化してきている火葬場の長寿化を図り、建替えについても検討を進めます。

主要施策

◆　墓地の整備
◆　火葬場の整備

施策の方向性

1　墓地の整備

⑴　既存墓地の適切な管理を行い、高齢者も利用しやすい良好な環境づくりを進めます。
⑵　時代に対応した墓地の在り方について検討します。

2　火葬場の整備

⑴　計画的に施設の改修を図るとともに、改築についても検討を進めます。

第２部　基本計画

第４章　豊かな学びと文化、スポーツで住まいる

第１節　豊かな人生を育む生涯学習の推進
第２節　「生きる力」を育む学校教育の推進
第３節　青少年の健全育成の推進
第４節　芸術・文化活動の振興
第５節　歴史的文化の保存・伝承
第６節　健康づくりとスポーツ活動の振興